

公布した規則一覧

令和8年

公布 番号	規則名
6	杉並区特定乳児等通園支援事業者の確認に関する規則
7	杉並区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則
8	杉並区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則
9	杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規則
10	杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則の一部を改正する規則
11	杉並区立産業商工会館条例施行規則の一部を改正する規則
12	杉並区立勤労福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則
13	杉並区立大田黒公園、杉並区立柏の宮公園、杉並区立角川庭園及び杉並区立荻外荘公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区特定乳児等通園支援事業者の確認に関する規則を公布する。

令和8年2月13日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第6号

杉並区特定乳児等通園支援事業者の確認に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業者の確認に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(確認の申請等)

第3条 法第54条の2第2項の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第1号様式）により行うものとする。

2 区長は、特定乳児等通園支援事業者を確認したときは特定乳児等通園支援事業者確認（変更）通知書（第2号様式）により、確認しないときは特定乳児等通園支援事業者確認（変更）申請却下通知書（第3号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。

(確認の変更の申請等)

第4条 法第54条の3において準用する法第44条の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（第4号様式）により行うものとする。

2 前条第2項の規定は、特定乳児等通園支援事業者の確認の変更について準用する。

(変更等の届出)

第5条 法第54条の3において準用する法第47条第1項及び第2項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（第5号様式）により行う

ものとする。

(確認の辞退の届出)

第6条 法第54条の3において準用する法第48条の規定による確認の辞退は、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（第6号様式）により行うものとする。

(確認の取消し等)

第7条 法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定による確認の取消し又は確認の全部若しくは一部の効力の停止は、特定乳児等通園支援事業者確認取消・停止通知書（第7号様式）により行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業者の確認に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定による特定乳児等通園支援事業者確認申請書の受理並びに同条第2項の規定による特定乳児等通園支援事業者確認（変更）通知書及び特定乳児等通園支援事業者確認（変更）申請却下通知書の交付は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

年 月 日

杉並区長 宛

所在地

申請者 氏名（又は名称）

代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

子ども・子育て支援法第54条の2第1項に規定する確認を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

事業者	フリガナ			
	法人等名称			
	法人等の所在地及び連絡先	(郵便番号 ー)		
		都道	郡市	
		府県	区	
		(ビルの名称等)		
	電話番号		FAX番号	
	E-mail			
	代表者の職名及び氏名	職名	フリガナ	
			氏名	
	代表者生年月日	年 月 日	代表者就任年月日	年 月 日
	代表者の住所及び連絡先	(郵便番号 ー)		
都道		郡市		
府県		区		
(ビルの名称等)				
電話番号		FAX番号		
事業開始予定年月日	年 月 日			
区分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業（在園児と合同）			
	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業（専用室独立実施）			
	<input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業			

備考（第2面を参照のこと）

申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添付してください。

- 1 法人又は団体にあつては、事業者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
- 2 乳児等通園支援事業の認可証の写し
- 3 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
- 4 運営規程
- 5 乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 6 特定乳児等通園支援事業所（特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。）の職員の勤務の体制及び勤務形態
- 7 資産の状況
- 8 乳児等支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項
- 9 子ども・子育て支援法第52条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面
- 10 役員の氏名、生年月日及び住所
- 11 その他確認に関し必要と認める事項

フリガナ									
事業所名称									
事業所の所在地及び連絡先		(郵便番号 -) 東京都 杉並区							
		(ビルの名称等)							
		電話番号				FAX番号			
		E-mail							
事業所の責任者	フリガナ								
	氏名								
	生年月日	年 月 日		就任年月日	年 月 日				
	住所	(郵便番号 -) 都道 郡市 府県 区							
		(ビルの名称等)							
	教育職又は児童福祉事業の経験年数				電話番号				
認可	申請年月日			認可年月日					
提供日									
提供時間	時 分 ~ 時 分								
定員	合計	(参考)				/			
		0歳児	1歳児	2歳児					
	1時間当たりの利用定員	人	人	人	人				
1月当たりの利用定員	人	人	人	人					
利用料				キャンセル料の有無	有・無				
キャンセル料が発生する場合の理由									
給食の有無	有・無	費用	円	アレルギー対応	有・無				
おやつの有無	有・無	費用	円						
職員の配置状況	専従 (うち保育士資格者数)			兼務 (うち保育士資格者数)					
	配置職員数	常勤	人 (人)	人 (人)					
		非常勤	人 (人)	人 (人)					
	認可基準上の必要人数		人						
施設設備	設備	敷地全体	園舎	乳児等通園支援事業を実施する面積					
	居室数/面積	m ²	m ²	室	m ²				
	調理室・設備	<input type="checkbox"/> 調理室		<input type="checkbox"/> 調理設備					
その他の運営情報	事故発生の防止及び発生時の対応	<input type="checkbox"/> 事故発生時の対応等が記載された事故発生防止のための指針の整備							
		<input type="checkbox"/> 事故発生時の報告及び改善策を周知徹底する体制の整備							
		<input type="checkbox"/> 事故発生防止のための定期的な研修の実施							
	相談苦情の取組	<input type="checkbox"/> 相談、苦情受付窓口の設置			<input type="checkbox"/> 相談、苦情内容の記録				
<input type="checkbox"/> 相談、苦情に関する区実施事業への協力			<input type="checkbox"/> 改善結果の区への報告						
秘密保持のための措置	<input type="checkbox"/> 秘密保持に係る規程の整備		<input type="checkbox"/> 秘密保持に係る研修の実施		<input type="checkbox"/> その他				

様

杉並区長



特定乳児等通園支援事業者確認（変更）通知書

年 月 日付けの子ども・子育て支援法第54条の2第1項に規定する確認の申請
 について、下記のとおり、
 確認
 確認を変更 したことを通知します。

記

法人等名称				
事業所名称				
事業所の所在地	(郵便番号 -) 東京都 杉並区			
1時間当たりの 利用定員	合計	<参考>		
		0歳児	1歳児	2歳児
	人	人	人	人
1月当たりの 利用定員	合計	<参考>		
		0歳児	1歳児	2歳児
	人	人	人	人
確認年月日	年 月 日			

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

杉並区長



特定乳児等通園支援事業者確認（変更）申請却下通知書

年 月 日付けの子ども・子育て支援法第54条の2第1項に規定する

- 確認 の申請について、下記のとおり、却下しますので通知します。
- 確認の変更

記

法人等名称	
事業所名称	
事業所の所在地	(郵便番号 -) 東京都 杉並区
却下理由	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

杉並区長 宛

所在地

申請者 氏名（又は名称）

代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書

子ども・子育て支援法第54条の2第1項に規定する確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

事業者	フリガナ							
	法人等名称							
	法人等の所在地及び連絡先	(郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区						
		(ビルの名称等)						
		電話番号				FAX番号		
		E-mail						
	代表者の職名及び氏名	職名			フリガナ			
					氏名			
	代表者生年月日	年	月	日	代表者就任年月日	年	月	日
	代表者の住所及び連絡先	(郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区						
(ビルの名称等)								
電話番号					FAX番号			
事業所	名称							
	所在地	(郵便番号 —)						
利用定員	区分							
	変更前							
	変更後							
変更年月日		年	月	日				
利用定員を増加する理由								

- 備考 1 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要に関する書類を添付してください。
2 特定乳児等通園支援事業所（特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。）の職員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

杉並区長 宛

所在地

届出者 氏名（又は名称）

代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書

下記のとおり、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する

- 同法第47条第1項の規定に基づき、確認を受けた内容を変更しましたので、届け出ます。
- 同法第47条第2項の規定に基づき、利用定員を減少したいので、

記

事業者	フリガナ			
	法人等名称			
	法人等の所在地及び連絡先		(郵便番号 —)	
			都道 郡市	
			府県 区	
			(ビルの名称等)	
	電話番号		FAX番号	
	E-mail			
	代表者の職名及び氏名	職名	フリガナ	
			氏名	
代表者生年月日	年 月 日	代表者就任年月日	年 月 日	
代表者の住所及び連絡先		(郵便番号 —)		
		都道 郡市		
		府県 区		
		(ビルの名称等)		
電話番号		FAX番号		
変更（減少）年月日	年 月 日			
変更の内容 ※詳細は別紙に記入	(変更前)		(変更後)	
利用定員に関する変更	(減少後の利用定員)			
	区分			
	利用定員			
	(利用定員を減少する理由)			

備考 子ども・子育て支援法第47条第1項に規定する事項に係る変更の内容が分かる資料を添付してください。

杉並区長 宛

所在地

届出者 氏名（又は名称）

代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日付けの子ども・子育て支援法第54条の2第1項に規定する確認の申請について、同法第54条の3において準用する同法第48条の規定に基づき下記のとおり、辞退します。

記

法人等名称	
事業所名称	
事業所の所在地	(郵便番号 -) 東京都 杉並区
辞退理由	

様

杉並区長



特定乳児等通園支援事業者確認取消・停止通知書

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第52条第1項の規定により特定乳児等通園支援事業者に係る確認の 取消し (全部・一部) の効力の停止 をしたので通知します。

記

法人等名称	
事業所名称	
事業所の所在地	(郵便番号 -) 東京都 杉並区
取消・停止年月日	年 月 日
理由	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

杉並区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第7号

杉並区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

杉並区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成11年杉並区規則第49号）の一部を次のように改正する。

第10号様式中 「1 INH 2 RFP 3 RBT 4 PZA 5 SM 6 EB 7
11 PAS 12 CS 13 DLM 14 BDQ 15 その他（ ）
1から15までのうち局所療法に用いるもの（ ）

LVFX 8 KM 9 TH EVM 「1 INH 2 RFP 3 RBT 4 PZA 5 S
を 10 PAS 11 CS 12 DLM 13 BDQ 14 そ
」 1から14までのうち局所療法に用いるもの（

M 6 EB 7 LVFX 8 KM 9 TH
の他（ ） に改める。
）」

第12号様式（表）中 「INH RFP RBT PZA SM EB LVF
KM TH EVM PAS CS DLM BDQ

X 「INH RFP RBT PZA SM EB LVFX
を KM TH PAS CS DLM BDQ に改める。
）」

第13号様式（表）中 「INH RFP RBT PZA SM EB LVFX KM TH EVM PAS
CS DLM BDQ

「INH RFP RBT PZA SM EB LVFX KM TH PAS
を CS DLM BDQ に改める。
）」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第10号様式、第12号様式及び第13号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第8号

杉並区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立区民会館条例施行規則（昭和32年杉並区規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「納付することができる」を「納付しなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に使用料の納付を委託したときは、当該指定納付受託者は、区長が指定した日までに使用料を納付しなければならない。

附 則

この規則は、令和8年3月16日から施行する。

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和8年2月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第9号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規
則

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則（昭和54年杉並区規則
第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中「納付することができる」を「納付しなければならない」に改め、
同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第
231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に使用料の納付を委託したと
きは、当該指定納付受託者は、区長が指定した日までに使用料を納付しなければ
ならない。

第16条中「第7条の2、」を「第7条の2第1項、」に、「同条中」を「同条
第1項中」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月16日から施行する。

杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第10号

杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則（令和2年杉並区規則第52号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に使用料の納付を委託したときは、当該指定納付受託者は、区長が指定した日までに使用料を納付しなければならない。

第20条中「第10条、」を「第10条第1項、」に、「同条中」を「同条第1項中」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月16日から施行する。

杉並区立産業商工会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第11号

杉並区立産業商工会館条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立産業商工会館条例施行規則（昭和40年杉並区規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の3中「納付することができる」を「納付しなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に使用料の納付を委託したときは、当該指定納付受託者は、区長が指定した日までに使用料を納付しなければならない。

附 則

この規則は、令和8年3月16日から施行する。

杉並区立勤労福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第12号

杉並区立勤労福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立勤労福祉会館条例施行規則（昭和59年杉並区規則第95号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「納付することができる」を「納付しなければならない」に改める。

第16条中「区長が」との次に「、「使用者は、指定管理者が指定したときまでに利用料金」とあるのは「使用者が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に使用者が使用料の納付を委託したときは当該指定納付受託者が、それぞれ区長が指定した日までに使用料」とを加える。

附 則

この規則は、令和8年3月16日から施行する。

杉並区立大田黒公園、杉並区立柏の宮公園、杉並区立角川庭園及び杉並区立荻外荘公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第13号

杉並区立大田黒公園、杉並区立柏の宮公園、杉並区立角川庭園及び杉並区立荻外荘公園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区立大田黒公園、杉並区立柏の宮公園、杉並区立角川庭園及び杉並区立荻外荘公園の管理運営に関する規則（昭和56年杉並区規則第50号）の一部を次のように改正する。

第7条中「使用料」を「条例第17条第2項に規定する使用料の徴収方法」に、「徴収する」を「徴収する方法とする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に使用料の納付を委託したときの使用料の徴収方法は、当該指定納付受託者から区長が指定した日までに徴収する方法とする。

第11条中「第7条、」を「第7条第1項、」に、「第7条（見出しを含む。）」を「第7条の見出し及び同条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月16日から施行する。